

品川区立心身障害者福祉会館、品川区立上大崎つばさの家、 品川区立発達障害者支援施設 指定管理者候補者の選定について

1. 趣旨

品川区福祉部が所管する公の施設について、令和6年3月をもって指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行う。

2. 指定期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等

(1) 名称

- ①品川区立心身障害者福祉会館
- ②品川区立上大崎つばさの家
- ③品川区立発達障害者支援施設

(2) 所在地

- ①旗の台五丁目2番2号
- ②③上大崎一丁目20番12号

(3) 現指定管理者

- ①社会福祉法人 品川総合福祉センター
- ②③社会福祉法人 げんき

(4) 現指定管理期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

(5) 新指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

公募によらず特定の事業者を選定する。

※施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」の規定に基づき、現行の指定管理者を福祉部の公の施設の指定管理者候補者選定予備委員会（以下「予備委員会」という。）および指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において指定管理者候補者として特定して選定する。

(2) 選定委員会および予備委員会の設置

候補者の選定にあたっては、選定委員会を設置する。

なお、選定にかかる審議事項等を第一次に審議する機関として、予備委員会を設置し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告する。

選定委員会は、有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・評価し、指定管理者候補者を選定する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ・入所者（通所者）の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

- ・ 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・ 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ・ 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

4. 指定管理者が行う業務

(1) 品川区立心身障害者福社会館

品川区立心身障害者福社会館条例第18条に規定する次の業務

- ①障害者地域活動支援センター
- ②障害者自立訓練センター
- ③障害者生活支援センター
- ④施設等の維持および修繕に関すること
- ⑤その他、区長が必要があると認めた業務

(2) 品川区立上大崎つばさの家

品川区立知的障害者グループホーム条例第13条に規定する次の業務

- ①共同生活援助
- ②施設等の維持および修繕に関すること。
- ③その他、区長が特に必要があると認めた業務

(3) 品川区立発達障害者支援施設

品川区立発達障害者支援施設条例第11号に規定する次の業務

- ①就労継続支援
- ②発達障害者に係る相談、指導、助言、自立支援、普及・啓発
- ③施設等の維持および修繕に関すること
- ④その他、区長が必要があると認めた業務

5. 今後の予定

| | | |
|------|-----|---|
| 令和5年 | 10月 | 指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会開催 指定管理者候補者選定 |
| | 11月 | 第4回区議会定例会にて指定管理者の指定議案提出、議決 |
| 令和6年 | 3月 | 指定管理業務の協定締結 |
| | 4月 | 指定管理業務開始 |